

## 「凡例」

 10のICカード(全国相互利用サービス対応) <10種類・64事業者>

【52事業者】 ○: 10のICカードの全てが利用できる鉄道事業者

【12事業者】 △: 10のICカードのうち一部のみ利用できる鉄道事業者

 上記以外の独自仕様のICカード <15種類・14事業者>

【1事業者】 ●: 相互の利用はできないが、10のICカードの全てが利用できる鉄道事業者

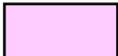
【3事業者】 ▲: 相互の利用はできないが、10のICカードのうち一部のみ利用できる鉄道事業者

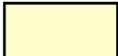
【10事業者】 ・: その他独自仕様のICカードのみ利用できる鉄道事業者

(再掲)

【3事業者】 ※: 独自仕様のICカードを導入しているが、PiTaPa(スルッとKANSAI協議会)の構成メンバーであるため、PiTaPaに計上している鉄道事業者

【4事業者】 \*: ICOCA(JR西日本)の利用が可能であるが、独自仕様のICカードの導入として計上している鉄道事業者

 10のICカードを利用できる駅が存在する都道府県

 独自仕様のICカードを利用できる駅が存在する都道府県

- ・年月は当該ICカードを最初に導入した時点を記載している
- ・以前に導入され、現時点で使用停止となっているICカードについては記載していない
- ・本資料における「鉄道」には軌道を含み、鉄軌道事業者の状況についてのみ整理している
- ・各ICカードにおいて、エリア内のバスや電子マネーとして利用できる場合がある
- ・詳細については、各ICカードのホームページを参照